第**6**章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、介護保険のみならず高齢者福祉に係る総合的な事業計画であり、その範囲が極めて広範にわたるため、行政だけでなく関連する民間団体や、市の中で福祉・保健・医療・介護・防災など多彩な活動を行っているNPO等の草の根的な諸団体、グループ及び各機関との密接な連携は、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進と地域共生社会の実現をめざしていく中では絶対に欠かせないものとなってきています。

市で計画を策定し、実施している各分野の関連計画との整合性を図りながら、関係者及び住民の方々に計画の趣旨や内容を幅広く広報することで、広範な協力体制づくりを進め、事業の推進を図っていきます。

(1) 行政間の連携の強化

本計画は、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指して、保健・福祉・ 医療・介護の各分野を中心に多岐にわたる施策を有機的、一体的に取り組むことが必 要となってきます。施策を担当する行政部署も複数にまたがっており、各施策の整合 性を保ち、効率的な計画推進を強化するためにも、生活支援体制整備における第一層 協議体や福祉総合相談ケアシステム等を活用し、庁内の横の連携を密にし、情報を共 有しながら取り組んでいきます。

また、国や県の動向も注視し、計画推進に反映させていくとともに、市以外の広域に関わるような問題、国・県の指導や協力を必要とする諸問題については、迅速に対応できるように、連携を強化していきます。

(2)関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うためには、市内外の多様な関連施設等の協力や、地域住民、民生委員児童委員、ボランティア、NPO等の地域で活動を行っている諸グループとのネットワークの構築を図るとともに、その協力関係を密接なものとする必要があります。そのために、社会福祉協議会、医療機関、教育機関など、多様な団体との連携も不可欠ですが、自らが主体となって参画し、活躍するボランティアをはじめとする地域の様々な個人、団体との協働の仕組みづくりを進めていきます。

円滑な事業運営を図るためには、関係者が必要とする情報を共有できるような体制 を構築、確立していきながら、有益な情報提供を行うとともに、関係機関の連絡・調 整を行うなど、本市を基点とした協力体制づくりに取り組んでいきます。

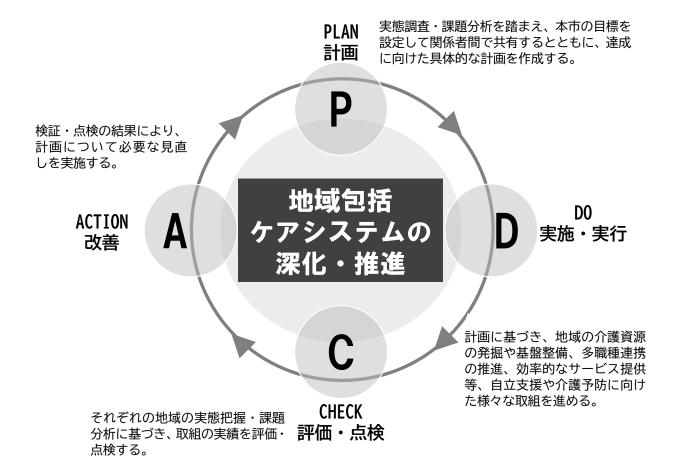
(3) 地方分権の推進

地方分権が進み、居宅介護支援事業所の指定や地域密着型サービスの人員、設備、 運営等の基準を市町村が制定するなど、市町村の権限が強化されています。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の推進をはじめ、より一層の地域包括ケアの構築とその推進が求められています。こうした市町村の役割拡大を踏まえ、地域の 実情に応じ適正なサービスが提供されるよう、事業の実施に努めていきます。

2 計画の進捗状況の点検・評価

本計画の進捗管理については、地域包括ケア「見える化」システム等の活用を図り、 毎年度の実績を把握して分析・評価を行うことに加え、保険者機能強化推進交付金及び 介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標を活用し、次年度以降の計画推進及び次 期計画の策定においてPDCAサイクルにより、施策展開の改善につなげていきます。



3 人材の育成・確保

本計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。現時点では介護分野において、特に人材不足が叫ばれており、サービスの担い手の養成に力を注ぐ必要があります。介護福祉士、訪問介護員、介護支援専門員等のマンパワーの育成について関係機関との連携により、計画的に人材の確保に努めます。

地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センター職員は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)などの専門性と知識・経験が要求されることから、その育成と資質の向上、人材の確保に努めるとともに、市においては基幹型地域包括支援センターを設置し、各センターとの統合調整や連絡体制を強化します。

4 計画の普及

介護保険を基礎とした高齢者福祉サービスが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その趣旨や仕組みを広く住民に理解してもらい、積極的利用してもらうことが肝要となってきます。

将来的に、高齢者が住み慣れた地域において健康でいきいきとした生活を続けられるよう、介護保険サービス(介護・予防)のほかに、高齢者の自立生活を支える福祉サービスや生活習慣病等を予防して高齢者の健康を守る保健サービスについて広く周知を図り、さらに地域包括支援センターや民生委員などの役割と活動内容への理解、協力を得られるよう事業の普及啓発に努めていきます。